

登録番号		氏名又は名称	
作成日	/ /	変更日	1: / / 2: / / 3: / /

別表7 出航中止基準及び帰航基準

出航中止基準	出航の可否の判断は、以下の方法により行います。（該当に○）
(○) 単独の 判断	出航地や案内する漁場、出航地から案内する漁場までの間において、以下のいずれかの状況となっている場合、出航を中止します。 ・海上警報（風、霧等）、波浪警報、津波警報・注意報の発令中 - 出航地の波高 <u>4</u> m以上 - 出航地の風速 <u>10</u> m以上 - 出航地の視程 <u>200</u> m未満 ・落雷のおそれがあるとき ・事業者、船長又は業務主任者のうち、いずれか1名でも危険と判断したとき ・その他（ ）
() 団体による判断	出航中止の判断は、以下のとおり行います。 ①出航中止を判断する団体名 _____ ②上記団体の代表者、連絡先 代表者_____ 連絡先_____ ③団体の構成員の氏名又は名称及び 登録番号 別紙1のとおり ④出航中止の判断の方法 別紙2のとおり
帰航基準	案内する漁場において、以下のいずれかの状況に至った場合、帰航することとします。 ・海上警報（風、霧等）、波浪警報の発令 - 漁場における波高 <u>4</u> m以上 - 漁場における風速 <u>10</u> m以上 - 漁場における視程 <u>200</u> m未満 ・利用者に急病人やケガ人が出たとき ・落雷のおそれがあるとき ・上記の他、利用者の安全の確保が困難になると予想されるとき ・その他（ ）